

## 事業計画の概要（公表用）

### 1 管理運営にあたっての基本方針

#### 管理運営にあたっての基本方針

##### (1) 管理運営の理念

県民の健康の保持と増進を図る中核的施設として設置された健康づくりセンター（以下「センター」という。）が有する施設を活用して、県民の健康づくりの取組を支援するとともに、県民の平等な利用を確保する公正公平な運営を行い、県民に安心・安全に利用していただける施設となるよう適切な維持管理に努めます。

##### (2) 県民の健康づくりに対する考え方

県民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりに関する取組を支援するため、県・市町・企業・団体等の健康づくりを推進する人材の育成と県民に対する学習の場や健康情報の提供に取り組みます。

##### (3) 県民サービスの考え方

センターは、県民の誰もが利用できる公の施設であるため、公正・公平に管理・運営するとともに、常に利用者の立場に立ち、施設・設備を安心して利用していただけるよう、利用者の多様なニーズや要望に適切に対応します。

### 2 管理業務についての方針及び実施計画

#### 実施方針

##### (1) 管理業務の実施方針について

山口県健康づくりセンター条例などの関係規程に基づき、公正・公平に業務を行うとともに、施設・備品・機器類を適切に管理・保全します。

また、区分所有建物である山口県総合保健会館の共用施設を他の区分所有者と協調して適切な維持管理に努めます。

#### 実施体制

##### (2) 管理運営体制

山口県健康福祉財団は、県民の健康と社会福祉の向上等を目的に設立された公益財団法人であり、センターの管理運営にあたっては、財団の設立目的に従い、直接の担当者だけでなく、職員全体で確実に実施します。

##### (3) 職員の配置計画

保健師、健康運動指導士及び管理栄養士など健康づくりに関する専門的な人材を確保するとともに、貸館業務は、平日は職員2名を配置し、土・日は職員全員による輪番制及び外部委託業者の職員の配置により適切に管理を行います。

貸館業務に従事する職員は、研修や定期的な情報共有等により指導・育成します。

## 実施内容

### (4) 利用率の向上策

利用者の要望が多い貸館時間の前延長・後延長への対応や事前の下見の受け入れなど利用者の視点に立ったきめ細かなサービスの提供に努めます。

また、センターのホームページの随時見直しを行い、必要な情報にアクセスしやすいコンテンツ構成やスマートフォンでの閲覧にも最適化した画面にするなどの広報活動を充実します。

### (5) 管理水準の低下を招かない経費節減策

センターの施設・設備は、職員や外部委託業者が行う毎日の点検により、不具合箇所の早期発見とメンテナンスを行ない長寿命化を図ります。

また、職員による省エネの取組を徹底するとともに、軽易な作業は直営にするなど新たな経費の発生抑制に努めます。

### (6) 質の高いサービスの提供策

これまでの業務実績・ノウハウを財団職員全員が共有し、利用者がストレスなく安心して施設を使用できるようきめ細かなサービスを提供します。

### (7) 個人情報等の取扱い

利用者の個人情報保護や情報公開の取扱いに関する規程を制定しており、誰もが安心して利用していただけるよう個人情報を適正に管理します。

### (8) リスクへの対応

施設・設備の不具合による事故、自然災害、重大な感染症等から利用者や職員の安全を確保するため、「危機管理マニュアル」に沿って様々なリスクに対応します。

日常的な点検や専門業者による点検を確実に実施し、改修や施設の更新が必要なものは県に提案します。

## その他

### 同種・類似施設の管理の実績

健康づくりセンターが指定管理者制度を導入した平成18年度から4期、20年間にわたって指定管理者として指定を受け、県民の健康づくりの取組を支援するとともに、県民の平等な利用を確保するため公正公平な施設運営に努め、適正に業務を実施してきた実績があります。